

東弁30年度人第337号
2018（平成30）年11月7日

東京都立A高等学校
校長 B 殿

東京弁護士会
会長 安井規雄

人権侵害救済申立事件（申入れ）について

当会は、2015（平成27）年1月30日、申立人からの人権救済申立を受け、当会「子どもの人権救済センター」による調査の結果、貴校に対し、下記のとおり申入れいたします。

記

第一 申入れの趣旨

相手方が生徒に対して行っている特別指導が、事実上の懲戒として生徒の人権を制約するおそれがあることに鑑み、相手方に対し、次のとおり申入れする。

- 一 相手方は、予め特別指導となる対象行為、特別指導期間の上限日数、指導内容等、さらには、特別指導期間の延長事由、延長期間の上限日数を明確に定め、これを生徒及び保護者に示すべきである。
- 二 相手方は、特別指導を実施する前に、個々の生徒の状況等に鑑み、学校教育法施行規則第26条第1項の趣旨を踏まえて、特別指導が生徒の心身の発達に応じたものであるかを検討する等の教育上必要な配慮をすべきであり、内規その他の規則を形式的、機械的に適用して、一律に特別指導の実施を決定しないようにすべきである。
- 三 相手方は、やむなく特別指導を行うにあたっては、内規その他の規則を形式的、機械的に適用して一律にその方法、内容等を決定することなく、前項と同様に、内規その他の規則で定めた範囲内で、個々の生徒の状況等に応じて、その方法、内容等が生徒の心身の発達に応じたものであるかを検討する等の教育上必要な配慮をすべきである。
- 四 相手方は、特別指導を実施する前に、どのような事実に基づいて特別指導を実施するのかその理由を説明し、これに対する生徒及び保護者の弁解を聞くと共に、これに対しどのような特別指導を行うのかその内容を説明し、これに対する生徒及び保護者の意見を聞くべきである。

第二 申入れの理由

一 申立ての概要

1 本件は、東京都立A高等学校（以下「本件高校」という。）の元生徒（以下「本件元生徒」という。）が、本件高校において特別指導を受けた際に、本件高校の教師から受けた発言が原因となって、大量服薬による自殺を図った（結果は未遂）件について、本件元生徒の代理人であった弁護士が、本件高校における「特別指導中の注意」（別紙）を撤廃すべきであるとして、子どもの人権救済を求めた事案である。

2 本件高校では、問題行為の内容に応じて「厳重注意」「学年指導」「特別指導」の3つの指導を用いているところ、本件元生徒は、本件高校1年次在籍時に万引きを行ったことにより学年指導を受け、その後も友人らと授業中に抜け出すなどしたため、2度目の学年指導を受けた。そして、さらに喫煙をしたことにより、特別指導を受けるに至った。

特別指導では「特別指導中の注意」として、①外出の禁止、②アルバイトの禁止、③他の生徒・友人との連絡、往来の厳禁との規則が定められており、これらの規則に違反した場合には、さらに特別指導期間が延長になる旨も定められていた。

しかし、本件元生徒は上記特別指導期間中に学校近くのコンビニエンスストアで交際相手と待ち合わせをし、これが学校側に発覚した（特別指導中の注意③違反）。本件元生徒は夏休み期間中、フリースクールへ通ったり学校側から出された課題に取り組んだりするなどして通常授業への復帰を目指していたが、教員から「この高校にいる意味があるのか」「転校したら」等の発言を受けたことで、もう学校には戻れないのではないかとの精神的ショックを受け、大量服薬による自殺を図り病院に緊急搬送された。

3 調査部会では、本件元生徒は本件人権救済申立事件の申立人ではないものの、本件元生徒が本件高校の特別指導の実態を知る立場にあることに鑑み、本件元生徒からも事情聴取した上で、その結果を「生徒側認識」などとして、適宜事実認定の基礎とすることとした。

二 認定した事実

調査の結果によれば、以下の事実が認められる。

1 特別指導とは

本件高校における「特別指導」とは、問題行動を起こした生徒に対し、本件高校が定めた内規に従い、その期間中、登校中は通常授業を離れた別室において教科の課題のほか生活指導部の教員による個別の指導を受けるなどの「謹慎中の課題」を行い、通常授業については欠時扱いとされ、登校中であると否と

を問わず、外出禁止、アルバイト禁止、連絡往来禁止を定めた「特別指導中の注意」を遵守することが求められる特別の生徒指導をいう。

2 「特別指導中の注意」について

(1) 禁止事項

本件高校が生徒に対して課す特別指導中の注意（禁止）事項は、特別指導の開始時に生徒に渡される日誌に記載されており、「特別指導中の注意」と題されている。

「特別指導中の注意」では、「①外出の禁止」「②アルバイトの禁止」「③他の生徒・友人との連絡、往来は厳禁」という、特別指導期間中の禁止事項が記載されている。

「③他の生徒・友人との連絡、往来は厳禁」との規定については、書面上、「（直接会うことはもちろん、電話・メール等すべての通信手段の利用をも禁止する）」との注意書きが付されている。

(2) 禁止事項以外の記載内容

さらに、「特別指導中の注意」には「今回の行為について十分に反省し、生徒の本分である学業に専念すること」「家庭での手伝いをすること」「学校から電話連絡をした時に本人が不在の場合など上記の注意事項に反する事実が判明した場合には、特別指導期間が延長になる」との補則が記載され、特に「上記の注意事項に反する事実が判明した場合には、特別指導期間が延長になる」との記載部分は太字で強調されている。

3 特別指導の運用実態

(1) 特別指導の開始

ア 要件

本件高校では、問題行為の内容に応じて「厳重注意」「学年指導」「特別指導」の3つの指導を用いている。

特別指導の開始要件は、内規（教員用マニュアル）により定められている（なお、調査部会は、本件高校に対し上記マニュアルの閲覧を求めたが同校は応じなかったことから、以下の内規の内容は、本件高校の口頭説明の内容によっている。）。

内規で定められた、本件高校で禁止されている違反行為（飲酒、喫煙、カンニング等。以下「違反行為」という。）が発覚した場合には、生徒等に事実確認をした上で特別指導を開始する。

本件高校では、内規に従って厳密に機械的に処理をしている。

なお、本件高校が特別指導を開始するにあたっては、生徒及び保護者が違反行為事実を認めることが前提であり、事実関係を否認すれば特別指導に入

ることではない。

イ 手続

問題行為が発生すると、生活指導部会で違反行為事実を確認する。事実が確認できた場合、拡大指導部会で指導原案を作る。この段階で、本件高校における生徒指導の態様として特別指導とするか、学年指導とするか、あるいは担任による注意とするかを判断する。特別指導の対象となる違反行為に該当する場合は、内規にしたがって機械的に処理される。指導原案作成後、事実経過及び指導原案を校長に報告し、校長が指導内容を確認した後、職員会議に付され、同指導内容のとおりにより指導することが、職員会議により決定される。

ウ 要件や手続の根拠・内規等

特別指導の対象となる違反行為は、内規で定められている。

また、生徒手帳18頁「定期考査についての心得」に「6. 不正行為があったときは、特別指導の対象となる。」旨の記載がなされている。

エ 上記ウの周知性

本件高校は、「生徒や保護者に対して、どのような場合に特別指導が開始するかについて口頭で周知している」旨説明する。ただし、手続の根拠となる内規の存在やその具体的内容については、生徒や保護者には知らされていない。

また、生徒手帳にも、定期考査における不正行為に関する上記記載を除いて、特別指導に関する記述は一切なされていない。

オ 特別指導開始の強制性

本件高校は、「特別指導に入る場合には、その旨を生徒本人に説明し、本人の了解を得ている」と説明する。しかし、特別指導は拒否するが本件高校には留まりたいという希望を持つ生徒の処遇について、本件高校は「そのような事態は想定しておらず、極論をすれば特別指導に入るか退学するかいずれかである」と述べている。本件元生徒も、事情聴取において、「特別指導を拒否することはできない」との認識を述べている。

(2) 特別指導の内容

ア 指導内容

特別指導期間中、生徒は教科の課題のほか、生活指導部の教員による個別の指導、すなわち、なぜ違反行為をしてしまったか・家族はどう思っているか・今後どうするか・学校生活を続けるうえで必要なことは何かについて等を話し合う面談、反省文の作成、学校生活を送る上でどうするかを決意表明文の作成等の指導を受ける。

特別指導期間中に生徒に与えられる教科の課題は、基本的には自習課題

(プリント)であるため、教科担任に指導を受けることはない。ただし、偶々教科担任が特別指導の場にいれば、質問することはできる。

特別指導中に通常授業を欠席したため欠時となった授業内容に関して、補習などの対応はされていない。

イ 期間

特別指導の期間は、喫煙・飲酒・バイク登校・自動車登校等については何日、窃盗・暴力・暴言・恐喝・器物破損・インターネット等による誹謗中傷については何日、試験の際の不正行為については何日、薬物乱用については何日、万引きについては何日、というように、内規で明確に定められている。

ただし、万引きについて、警察による指導があった場合には校長からの厳重注意で終わることとされ、特別指導には入らない。

なお、本件高校は特別指導の期間の具体的な日数については明らかにしなかった。また、これは生徒および保護者にも明らかにされていない。

ウ 指導内容・期間の告知の有無・方法

特別指導期間中の指導内容については、特別指導開始時に本件高校から生徒に対し「謹慎中の課題」と題するプリントを手渡すことで告知される。

指導期間については、本件高校から生徒および保護者には明確には伝えられていない。

エ 指導内容・期間についての根拠・内規等

これらは内規によって定められている。

オ 上記エの周知性

生徒および保護者に対して、特別指導の指導内容や期間が内規によって定められていること及び内規の具体的な内容は伝えられていない。特別指導期間が長くなりそうな生徒に対しては「少し長い」といった言い方で伝えることもあるが、具体的な期間の明示はされていない。本件高校はこの点を「生徒には『あうんの呼吸』で伝えている」と説明している。

カ 禁止事項の例外適用の有無

前記の禁止事項である「①外出の禁止」「②アルバイトの禁止」「③他の生徒・友人との連絡、往来は厳禁」につき、本件高校は基本的に例外を認めしていない。

また、「③他の生徒・友人との連絡、往来は厳禁」につき、学校内のみならず登下校時および下校後も適用される。校内で他の生徒に会ったときに、挨拶をすることも禁止される。

(3) 特別指導の延長

ア 要件

特別指導において、生徒が十分に反省したと判断されない場合には、内規

で定められた特別指導の期間が満了しても、特別指導は終了せず、延長される。特別指導期間の延長に関する内規はなく、生徒の反省の状況に応じて、延長の有無、期間についての判断がなされている。

イ 手続

内規で定められた特別指導期間が満了する前日に、複数の教員により、生徒が課題を提出しているかどうか等を検討し、見極めが行われる。様々な教員が4段階（A～D）で評価し、何人かの教員から「生徒が十分に反省している」という報告があれば、拡大生徒指導部会で特別指導終了の是非を総合的に判断する。特別指導の終了が妥当であると判断された場合には、校長に報告される。校長が指導原案を参考にして特別指導の終了を決定して職員会議を開き、そこで特別指導の終了を確認する。これに対し、特別指導中の生徒の態度から反省期間を長めにとったほうがよいと判断された場合には、特別指導は終了せず、延長される。

ウ 上記の周知性

生徒や保護者に特別指導期間の延長の要件や内容、根拠が伝えられることはない。

また、そもそも、生徒や保護者に対して特別指導の期間が伝えられていないので、生徒や保護者は特別指導の期間が延長されているか否かは分からない。

なお、特別指導を実施するにあたり、担任から、生徒に対して、十分な反省ができたと学校側が判断したときに特別指導が終了することは伝えられるが、その説明は明確に行われるものではなく、「こんな感じ」という、あうんの呼吸で伝えられるにすぎない。

(4) 特別指導期間中の携帯電話保管

特別指導に入る際、本件高校は生徒の携帯電話を預かり、特別指導期間終了後に返却することとしている。本件高校は、上記運用は、特別指導期間中は他の生徒等に対して直接会うことはもちろん、電話・メール等全ての通信手段の利用をも禁止しているところ、下校時に携帯電話を返却することとすると、自宅など学校の関知できないところで携帯電話を使って他の生徒等と連絡を取る可能性が高いことから、他の生徒や友人との連絡禁止を実効化するためであると説明している。

本件高校としては、携帯電話を預かる際には生徒本人の同意を得て、任意で提出を受けていると認識している。一方、生徒側は、特別指導期間中本件高校が携帯電話を保管することについて拒絶することはできないと考えており、両者の認識に齟齬がある。

(5) 単位認定時における特別指導の取扱い

特別指導期間中は出席扱いになるが、授業に参加しているわけではないので「欠時」扱いになる。ただし、本件高校は、欠時数が進級にかかわる場合には、単位認定にあたって配慮をすると説明している。

(6) 退学勧告の有無

特別指導を受けたことによる退学処分はないが、本件高校が生徒に対して自発的な進路変更を促すことはある。生徒側は、これを事実上の退学勧告にあたると捉えている。

三 判断

I 本件特別指導の限界を検討する際の判断基準について

1 本件特別指導の性格とこれに対する法的規律について（総論）

(1) 本件特別指導の性格

本件特別指導は、その期間中、登校中は通常授業を離れた別室において教科の課題のほか生活指導部の教員による個別の指導を受けるなどの「謹慎中の課題」を行い、通常授業については欠時扱いとされ、登校中であると否とを問わず、外出禁止、アルバイト禁止、連絡往来禁止を定めた「特別指導中の注意」を遵守することが求められるというものである。

また、本件特別指導の運用実態としては、特別指導は拒否するが本件高校にはとどまりたいという希望を持つ生徒の処遇について本件高校は想定しておらず、本件高校において、生徒は特別指導に入るか退学するかのいずれかであると認識しているということである。

かかる観点に照らせば、本件高校により「特別指導に入る場合には、その旨を生徒本人に説明し、本人の了解を得ている」との説明がなされているというものの、特別指導を受けずに在学を継続することは事実上不可能であることに鑑みれば、生徒は事実上特別指導を受けることを拒否できず、本件高校における特別指導は実質的には強制性を有している、すなわち、実態としては退学をしない限りは特別指導を拒否することは事実上不可能な状況であると思われる。

したがって、本件特別指導は、法令上明記された懲戒である停学及び訓告（学校教育法第11条、同法施行規則第13条）とは異なるものの、いわゆる別室指導や家庭謹慎を伴い、当該生徒に授業その他の正規の教育課程の履修は行わせないという点において、実質的には停学に準じた懲戒処分としての性質を有し、かつ、生徒の意向に反してでも行うという点において、事実上の強制処分であるということが出来る。

(2) 適正手続の要請と教育的配慮の必要について

本件特別指導の事実上の懲戒処分及び強制処分という性質からすれば、本件特別指導については、憲法第13条及び憲法第31条の趣旨並びに子どもの権利条約第12条を踏まえた適正手続の要請が妥当することとなる。

また、子どもの権利条約28条2項は「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」と規定し、学校教育法施行規則26条1項も「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に依ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」と定めていることからしても、本件特別指導の実施に当たって教育的配慮が必要となる。

2 適正手続きの要請について

(1) 憲法及び子どもの権利条約の趣旨

本件特別指導が実質的には懲戒処分としての性質を有するとともに、事実上の強制処分であるということから、憲法第13条及び憲法第31条に基づき適正手続きの要請が妥当する（兼子仁『教育法《新版》』法律学全集16巻452～453ページ）。

適正手続きの要請は、子どもの権利条約からも導かれる。

すなわち、子どもの権利条約第12条第2項は、「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」（政府訳）と定め、これは子どもとかかわるさまざまな司法判断や行政措置を講ずる際の「手続的権利」と理解されてきた（喜多明人他『逐条解説子どもの権利条約』100～101ページ）。

前述したとおりの本件特別指導の性質からすれば、本件特別指導がここにいる「自己に影響を及ぼす（中略）行政上の手続」に該当することは明らかであり、したがって、本件特別指導の実施に関する手続きが「国内法の手続規則に合致する方法」によることが当然に妥当する。

さらに、学校から生徒に対してされる処分等が行政手続法の適用除外となるとしても（行政手続法第3条第1項第7号）、制裁的色彩が濃く、通常の教育を受ける権利を侵害する本件特別指導においては、行政手続法第14条第1項の「不利益処分の理由の提示」、同法第13条第1項の「聴聞」の手続きの趣旨は明らかに妥当するものというべきである。

(2) 基準を予め定めて明示すること及び告知聴聞の機会の付与

以上のとおり、本件特別指導には適正手続きの要請が妥当するところ、具体的には、その処分の基準を予め定めて明示すること並びに告知聴聞の機会を付与することが求められる。

具体的には、まず、特別指導の対象行為、特別指導の内容、運用に関する基

準等、とりわけその具体的方法や日数の上限等について、予め明確かつ合理的な内容の規定を定める必要があり、それを生徒及び保護者に明示する必要がある。この中には、特別指導期間の延長があり得るとすれば、その延長事由及び日数の上限についても含まれる。

また、特別指導を実施する際には、生徒及び保護者に対して、どのような事実に基づいて特別指導を実施するのかその理由を説明し、これに対する生徒及び保護者の弁解を聞くと共に、これに対しどのような特別指導を行うのかその内容を説明し、これに対する生徒及び保護者の弁解を聞くべきである。

3 教育的配慮の必要性

本件特別指導は、上記1のとおり、学校内謹慎としての実質を伴い、事実上の懲戒処分と評価される。その結果、当該指導を受ける生徒は、入学許可によって取得した、本件高校の教育施設を利用し授業その他の正規の教育課程を履修することができるという地位を、一時的にせよはく奪あるいは制限されることになるため、その法的根拠と限界が問題となる。

そもそも、教育の目的は、子どもの権利条約第29条第1項(a)が定めるように、子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、すなわち、子どもの人間的成長を促すことにある。そして、憲法および子どもの権利条約でも承認されているように、子どもが人権の主体であることを前提とする以上、その人格の発達を促す手段としての「教育」は、本来、大人（教師）と子ども（生徒）が、人間的な接触[すなわち指導助言活動]を通じ、子ども（生徒）の自由意思に訴えたり、その良心を目覚めさせることにより行われるべきものであり、一方から他方に対する強制、非難及び制裁といった、いわゆる抑圧・支配の要素を伴う「懲戒」とは本質的に相いれない。

ましてや、その「懲戒」が、教師が専門性を有している教科教育の分野ではなく、学校生活という集団生活の場を通して子どもたちの人間的成長発達を促す教育活動たる「生徒指導」の分野において行われるとき、特に学校外の生活にも影響を及ぼす校則違反に基づいて行われるとき、広範囲に監督義務を有する親の子どもに対する監護教育権（民法第820条）とも緊張状態を生じせしめるのみならず、子ども自身の人格的自律権やプライバシー権など子ども自身の人権を侵害するおそれをはらんでいる。

したがって、生徒指導の分野における（生徒のなんらかの不利益を伴う）教師の生徒指導は、原則、親や生徒による真の同意に基づく、強制力のない指導助言活動であるべきである（市川須美子『学校教育裁判と教育法』112ページ）。

もっとも、現実には、生徒の側の任意的な指導の受容を期待することができず、生徒の側の意に反しても指導助言以上の強い制裁を必要とする場合がないわけではない。当該生徒の行動により生じた学校の教育・学習上の実害が、非強制的な生徒指導で対処しうる域を越え、他の生徒や教職員の権利との衝突の強制的な調整の必要が認められる場合がそれであるとされる（前掲市川 1 1 4 ページ）。

そのため、学校教育法第 1 1 条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定め、校長及び教員の懲戒権を根拠づけている。

ただし、その懲戒が児童生徒等に対する権利制限性を多分に伴う権能であることから、学校教育法施行規則第 2 6 条第 1 項「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」として、当該子ども自身の人間的成長発達の必要上、その発達段階等に配慮したうえで行使されるべき教育的懲戒権として、その限界を枠づけているのである。

以上より、懲戒、特に生徒指導分野における懲戒は、その本質から、まずは任意の教育的指導によるべきであり、あくまで例外的に強制的な性質を持つ懲戒によることができるべきものと考えられる。

仮に強制的な懲戒という手段をとらざるを得ない場合でも、特に、懲戒によって制約される権利が、当該生徒自身の人権や教育を受ける権利である場合には、その制約の不利益をもってしても、懲戒権を行使することによる当該生徒に対する教育的効果はその不利益を上回るか否かが、懲戒処分を開始するか、開始するにしてもどの処分を選択するか判断において、個別具体的に、慎重に判断される必要がある。

そして、その判断を個別具体的に検討するに当たっては、教育という営みが一人ひとりの個人の人格の完成、その成長・発達を根本的な目的とするものであることから、対象となる一人ひとりの生徒の性格、平素の行状、その抱える問題、当該生徒が違反行為を行うに至った動機・背景といった要素が、個別具体的に考慮されなければならない。

つまり、客観的には同様同一の違反行為をした場合であっても、個々の生徒ごとに、懲戒についての教育上の必要性、教育上必要な配慮の有無・内容は、当然に異なりうるものである。

懲戒権を行使するとしても、教育的配慮を十分にふまえたものであることは必要不可欠であるといえる。

4 懲戒権行使の限界は行政通知においても認められていること

上記 2, 3 に関連し、適切な生徒指導の具体的なあり方、すなわち学校による懲戒権行使の限界については、上記規則を踏まえた行政通知等によっても示されてきたところである。

すなわち、「規制改革推進のための第 2 次答申（平成 19 年 12 月 25 日規制改革会議）」は、早急に講じるべき具体的施策として、「高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、生徒の個々の状況に十分留意してあくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。」としている。

これを踏まえて、平成 20 年には「高等学校における生徒指導への懲戒の適切な運用について（平成 20 年 3 月 10 日初児生第 37 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（「平成 20 年通知」））及び平成 22 年 2 月 1 日初児生第 30 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知（「平成 22 年通知」）が発せられている。

特に平成 22 年通知においては、高等学校における生徒指導につき、下記のとおり通知されている。

1. 高等学校における取組について

- (1) 指導の透明性・公平性を確保し、学校全体としての一貫した指導を進める観点から、生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準について、あらかじめ明確化し、これを生徒や保護者等に周知すること。
- (2) 懲戒に関する基準等の適用及び具体的指導について、その運用の状況や効果等について、絶えず点検・評価を行い、より効果的な運用の観点から、必要な場合には、その見直しについても適宜検討すること。
- (3) 懲戒に関する基準等に基づく懲戒・指導等の実施に当たっては、その必要性を判断の上、十分な事実関係の調査、保護者を含めた必要な連絡や指導など、適正な手続きを経ること。

2. 高等学校を所管する教育委員会における取組について

- (1) 各学校における懲戒に関する基準等に基づく懲戒・指導等の実施が、社会通念上妥当性を欠くものとならないようにするため、事実行為としての懲戒の意義の理解とその適正な運用を含め、参考事例等の情報を積極的に提供し、留意点等を示すことにより、これらの適正な運用のための条件整備等を一層推進すること。
- (2) 各学校における懲戒の適切な運用についての取組が不十分な学校に対して、期限を定めて改善状況の報告を求めるなどの方法により、適切な運用を図るよう

指導すること。

こうした通知の存在からも、事実上の懲戒権行使としての生徒指導の限界は、一定程度具体的に既に画されているというべきである。

II 本件高校の特別指導制度の評価

1 特別指導の手続の不当性について

(1) 特別指導の対象行為、期間、内容が予め生徒や保護者に明示されていないことについて

既に述べたように、特別指導の対象行為、期間、内容は、予め生徒や保護者に明示される必要がある。

本件高校では、特別指導の指導内容や期間については内規によって定められていると述べるものの、生徒保護者に対しては、特別指導の対象行為につき、生徒手帳18頁「定期考査についての心得」において、「6. 不正な行為があったときは、特別指導の対象となる。」旨の記載があるのみであり、他の対象行為については、予め明示されていない。

また、期間については、本件高校から生徒及び保護者には伝えられていない。特別指導期間が長くなりそうな生徒に対しては「少し長い」といった言い方で伝えることもあるというが、このような曖昧な伝え方では、生徒が必ずしも正確に理解できるとは限らず、明示の方法としては不十分である。

このように、本件高校が、特別指導の対象行為、期間について予め生徒や保護者に明示しないという運用をしていることは不当である。

したがって、本件高校における特別指導の運用は、生徒や保護者がある内容を明示的に知らされていないという点で、適正手続に反する。

(2) 特別指導の期間の延長基準が不明確であることについて

本件高校においては、生徒が十分に反省をしたと学校が判断したときに、特別指導が終了する。逆に言えば、生徒が十分に反省したと判断されない場合には、本来の特別指導の期間が満了しても終了せず、指導が延長されることがある。

しかし、特別指導の延長については、そもそもその基準が内規等によってすら明確に定まっていない。

また、延長の可否が、生徒が十分に反省したかという、本件高校の主観的判断に委ねられていることは、本件高校の恣意的判断を招き、特別指導が不必要に長期化して、生徒の学習権等を侵害するおそれがある。さらに、本件高校が退学させたいと考えている生徒に対して、意図的にその評価を下げて特別指導を長期化させ、当該生徒に留年の可能性を示唆する等して、自主退学に追い込

むとといった濫用的な運用にもつながりかねない。このような制度は、平成20年の文科省通知が危惧する状態にほかならない。

特別指導が生徒の学習権等を侵害する側面を有することに鑑みれば、その期間の安易な延長を認めるべきではなく、特別指導の期間を延長できるのは、特別指導中に当該生徒が新たにそれ単独で特別指導を受けるような重大な問題行動を起こした場合や、特別指導中に当該生徒が過去に特別指導を受けるべき問題行動を起こしていたことが発覚していた場合等に限られるべきであって、当該生徒が反省していないといった主観的・曖昧な事由や軽微なルール違反等を理由として特別指導の期間を延長することは認められるべきでない。また、延長期間の上限も定められるべきである。

(3) 小括

以上のとおり、本件高校は、特別指導の対象行為、期間等を予め生徒や保護者に明示していないのみならず、特別指導の延長事由についてはそもそも明確な基準を設けておらず、このような本件高校の運用は不当である。

したがって、本件高校においては、予め特別指導となる対象行為、特別指導期間の上限日数、指導内容等、さらには、特別指導期間の延長事由、延長期間の上限日数を明確に定め、これを生徒及び保護者に示すべきである（申入れの趣旨第一項）。

また、本件特別指導を行う際には、相手方は、特別指導を実施する前に、どのような事実に基づいて特別指導を実施するのかその理由を説明し、これに対する生徒及び保護者の弁解を聞くと共に、これに対しどのような特別指導を行うのかその内容を説明し、これに対する生徒及び保護者の意見弁解を聞くべきである（申入れの趣旨第四項）。

2 特別指導を実施するか否か、及び、実施するとしていかなる内容の特別指導とするかの決定について（特別指導制度の運用のあり方の評価）

(1) 本件高校の特別指導制度と教育的懲戒であることから求められる要請

本件高校における特別指導制度も、いわゆる学校内謹慎としての実質を中心とする事実上の懲戒である以上、1、3で述べた、学校懲戒に要請される教育懲戒としての制約・限界が当てはまるものというべきである。

(2) 本件高校における特別指導制度における特別指導に入るか否かの判断

しかるに、本件高校の特別指導制度においては、内規で定められた違反行為があった場合には、内規を適用して厳密に機械的に処理しており、特別指導を実施するかどうかを決定するにあたっては、違反行為の事実の有無は別として、違反行為の背景や個々の生徒の抱える問題、態度等は考慮されていない。

このような制度のあり方は、学校教育法第11条の教育上の必要性の要件が検討されておらず、同条項に違反するとともに生徒の学習権等を侵害する恐れ

が大きいというべきである。

(3) 本件高校における特別指導制度において、特別指導に入る場合の内容をいかなるものとすべきか

本件高校の特別指導制度が、学校内謹慎を中心的な内容とし通常の授業を受けさせないこととしている点で生徒の教育を受ける権利を剥奪する方法が取られていることからすれば、こうした特別指導制度を決定する上では、学校懲戒として学校教育法施行規則第26条第1項の「教育上必要な配慮」の要請が考慮されることは当然であるとして、さらにその際に、当該生徒を特別指導とすることの教育的効果と特別指導により当該生徒の教育を受ける権利が剥奪されることによる不利益との比較考量をしつつ、特別指導の具体的内容やその期間等の判断がなされるべきである。

しかるに、本件高校は、実施すべき特別指導の内容を決定する際にも、個々の生徒の具体的な状況等を考慮することなく、外形的な違反行為に対して、内規その他の規則を形式的、機械的に適用して一律に特別指導の内容を決定しており、この点で、上記規則第26条第1項に違反するとともに、生徒の学習権等を侵害する恐れが大きいというべきである。

(4) 本件特別指導に付随する各禁止事項について

ア 総論

また、本件特別指導には、外出禁止、アルバイト、往来連絡禁止などが、例外なく付随している。

しかし、その付随的制約については、本来的な指導対象行為との関係で、その必要性及びその付随的制約の相当性を、個別具体的に、教育的観点から検討されるべきである。

以下、各付随的制約につき、その性質を検討する。

イ 外出禁止について

本件高校では、特別指導期間中、生徒の外出を禁止し、基本的に例外を認めない。

このような外出の禁止は、生徒が自己の行為を反省し今後の生活を見直すために一人になって熟考する時間を確保するという点、及び、特別指導中の違反行為誘発防止という点では、一定の教育的必要性があると評価することも可能である。

しかし、生徒が特別指導を受ける原因となった違反行為の内容、生徒の抱える事情、保護者の意向等は様々である。

そもそも、熟考の時間については、通常、生徒が学校に登校して特別指導を受けている時間にこれを確保すれば足りるはずである。また、生徒が学校内で違反行為を行った場合には、外出を禁止しても、違反行為の再発を防止するこ

とはならない。

他方で、外出を一律に禁止すれば、生徒は家族の手伝いのために外出したり、学校の授業を補完するために学習塾に行くこともできなくなるなど、本来禁止されるべきでない行為についてまで事実上制限されることになり、あまりにも広く生徒の人権が侵害されることになる。

したがって、外出を禁止するとしても、外出先や時間帯を限定することなく、また、生徒の個別的な事情を問うことなく、一切の外出を禁止している点で、学校教育法施行規則第26条第1項の趣旨に沿って「児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮」をしたとはいえない。

したがって、特別指導期間中、外出を一律に禁止することは、個人の人格的生存に必要な不可欠な日常生活における移動の自由を侵害しているという点で、生徒の幸福追求権を侵害する。

ウ アルバイト禁止について

本件高校では、特別指導期間中、生徒のアルバイトを禁止し、例外を認めていない。

このようなアルバイトの禁止は、生徒が自己の行為を反省し今後の生活を見直すために一人になって熟考する時間を確保するという点、及び、学業に専念させるという点では、一定の教育的必要性があるとも評価可能である。

しかし、上記のとおり、生徒の抱える事情、保護者の意向等も様々である。

最近では、経済的に困窮している家庭も増加し、このような家庭で育つ子どもが高校に通学出来るようにするためには、アルバイトを認める必要性が高い。

また、アルバイトは、生徒に社会性や責任感を身につけさせる機会にもなり、生徒の人格形成にとって有益でもあり、それ自体禁止されるべき行為ではなく、違反行為の誘発といった弊害のおそれも少ない。

したがって、特別指導期間中、生徒の個別的な事情を問うことなく一切のアルバイトを禁止することは、特別指導の付随的制約としての相当性を欠くものというべきである。

エ 連絡、往来禁止について

(ア) 本件高校は、特別指導中、他の生徒、友人との連絡、往来を禁止しており、生徒は学校内のみならず登下校時および下校後も他の生徒、友人と連絡することもできない。また、校内で他の生徒に会った時の挨拶も禁止される。

このような連絡、往来の禁止は、自己の行為を反省し今後の生活を見直すため、一人になって熟考する時間を確保するという点、及び、他の生徒・友人に連絡し、特別指導中に禁止されている行為を誘発することを防止する点で、一定の教育的必要性があるとも評価可能である。

しかし、生徒が特別指導を受ける原因となった違反行為の内容、生徒の抱

える事情、保護者の意向等も様々である。

熟考の時間については、前述のとおり、通常、生徒が学校に登校して特別指導を受けている時間にこれを確保すれば足りるはずである。また、生徒が単独で違反行為を行ったのか、集団で違反行為を行ったのかによって、連絡、往來を禁止すべき必要性は異なる。

むしろ、特別指導を受けていることは、他の生徒には少なくとも公表はされておらず、そのような状況で校内で顔を合わせたときに挨拶も含めた一切の連絡まで禁止されるとすれば、生徒の正常な交友関係を阻害してしまう。生徒が他者との交流を通じて社会生活を営み、人間関係を構築するという、現代社会における独立した個人として必要な人格を形成する過程が広く阻害されることとなる。

したがって、仮に制限を課すとしても、相手となる生徒を限定したり、連絡の方法を限定することで、教育的必要性を満たすことが可能と考えられる場合も多いのであり、生徒の個別的な事情・問題行為の内容を問うことなく、一切の連絡、往來を禁止している点で、必要最小限の制約とはいえない。

特別指導期間中、生徒の個別的な事情・問題行為の内容を問うことなく、一切の連絡、往來を禁止することは、生徒が友人とのコミュニケーションを通じて人間関係を構築し、自己の人格形成を図る権利を阻害するという点で、生徒の幸福追求権を侵害する。

(イ) また、本件高校は、連絡禁止を徹底する方法として、特別指導中、生徒から携帯電話を預かることとしている。

本件高校は、携帯電話の預りについては生徒から同意を得ているというが、特別指導開始の際と同様に、生徒がこれを拒否することが事実上可能な状態で同意を得ているとはいえないから、実質的には強制性を有するというべきである。

確かに、携帯電話は、非常に簡便かつ常時使用可能な通信機器であるため、特別指導下にある生徒が、教師や保護者の目の届かないところで携帯電話を使用して他の生徒・友人に連絡し、特別指導中に禁止されている行為を誘発する可能性があり、これを防止するために携帯電話を預かることについて一定の教育的必要性があるともいえる。

しかし、特別指導期間中、継続して生徒から携帯電話を預かるとすれば、生徒は保護者との連絡等日常生活に必要な連絡も不可能になり、生徒の家庭環境によっては、日常生活に著しい障害をもたらすおそれがある。

また、携帯電話、特にスマートフォンは、もはや通話やメールだけを行う単なる通信機器ではなく、例えば撮影機器、音楽機器としての機能も有している。そのため、学校が携帯電話を預かることになると生徒は本来禁止され

ていない行為についてまで事実上制限されることになり、あまりにも広く生徒の人権が侵害されることになる。のみならず、生徒や保護者は、特別指導期間中も携帯電話の使用料を支払っているにもかかわらず、長期間にわたって携帯電話の使用ができなくなり、生徒や保護者の財産権を不当に制約するといえる。

そこで、生徒の個別的な事情を問うことなく、特別指導期間中、生徒に携帯電話を使用させない点で、必要最小限の制約とはいえない。

したがって、特別指導期間中、生徒の個別的な事情を問うことなく携帯電話を継続して預かることは、生徒または保護者の携帯電話に対する所有権および携帯電話利用権を不当に侵害するという点で、生徒の幸福追求権および財産権侵害にあたる。

(5) 小括

以上のとおり、本件高校は、生徒の個別の事情等を問うことなく、一律に、特別指導中の外出、アルバイト、他の生徒、友人との連絡、往来を禁止するとともに、携帯電話を預かるという運用をしているが、このような本件高校の運用は生徒の人権を過度に広く制約するものであり、不当である。

3 特別指導中の学習権の充足について

本件高校において、特別指導中、生徒に対してプリントを配布して自習させるものの、それ以上に、生徒に学習指導をしたり、欠時となった授業内容について補講をする等の学習指導を行っていない。

しかし、これでは、生徒が通常授業を受けることができないにもかかわらず、その代替となる学習指導を受けることもできないことになり、生徒の学習権を侵害する。

四 結語

本件高校は、特別指導を行う際に、必ずしも予め特別指導の内容を明確に定めてこれを生徒及び保護者に示しているとはいえず、また、本件高校は、原則として個々の生徒の状況等を考慮することなく、基準が不明確なまま内規その他の規則を形式的、機械的に適用し、一律に特別指導の実施やその方法、内容等を決定している等、生徒の人権を不当に制約する可能性がある運用を行っていることから、当会子どもの人権救済センター規則第8条第3項9号に基づき、申入れの趣旨2記載のとおり申入れを行うものである。

以上

特別指導中の注意

①外出の禁止

②アルバイトの禁止

③他の生徒・友人との連絡、往来は厳禁

(直接会うことはもちろん、電話・メール等すべての通信手段の利用をも禁止する)

- ・今回の行為について十分に反省し、生徒の本分である学業に専念すること。
- ・家庭での手伝いをする事。
- ・学校から電話連絡した時に本人が不在の場合など上記の注意事項に反する事実が判明した場合には、特別指導期間が延長になる。